(目的及び設置)

第1条 令和6年能登半島地震で被災された皆様の支援のために受け付けた寄附金(以下、「寄附金」という。)を活用して実施する事業の調整を行うことを目的に、令和6年能登半島地震被災者支援等寄附金活用事業調整会議(以下、「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 寄附金を活用する事業の総合的な調整に関すること
 - (2) 前号のほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 調整会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。
- 2 座長は、市長をもって充てる。
- 3 副座長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(座長及び副座長の職務)

- 第4条 座長は、調整会議の事務を総括する。
- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長のうち座長の指名 する者がその職務を代理する。

(調整会議)

- 第5条 調整会議は、座長が招集し、会議を主宰する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係職員その他の者の出席を 求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、財政局財政部資金課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、座 長がこれを定める。

附則

この要綱は、令和6年1月26日から施行する。

別表 (第3条関係)

委員

総務企画局長
財政局長
健康福祉局長
危機管理監